

## ○篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例(昭和51年4月生駒市条例第5号)新旧対照表

現行					改正案				
(基金の種類及び金額)					(基金の種類及び金額)				
第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。					第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。				
種類		基金の額(円)	寄附者	寄附の年	種類		基金の額(円)	寄附者	寄附の年
基金名	目的				基金名	目的			
略					略				
図書館整備基金	図書館の図書及び設備の整備資金に充てるため	140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年	図書館整備基金	図書館の図書及び設備の整備資金に充てるため	140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
							<u>50,000,000</u>	故 木田ツヤ子氏相続人	<u>平成31年</u>
略					略				